

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第4 議案第28号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県化されたことに伴い、関係する規定を整備するため、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第28号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月22日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例改正について、御説明をいたします。

今年度より、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県とされたことに伴いまして、町の事務と神奈川県の子務を明確にするために、開成町国民健康保険条例の一部改正を、この3月会議で御議決いただきました。その中で、国民健康保険運営協議会を開成町国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めさせていただきますが、今回、それに伴い、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の関連箇所について、改正をいたすものでございます。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

開成町条例第 号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください、右が改正前、左が改正後でございます。

第1条第12号に規定される国民健康保険運営協議会委員を国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に改正をいたします。

下段をご覧ください、別表につきましても同様に改正するものでございます。

裏面をご覧ください、附則になります。この条例は、公布の日から施行いたします。
ご説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明終わりましたので質疑に入りますが、質疑をどうぞ。
2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。この度は、事業主体が都道府県化されたことに伴い、職名の変更ということで理解はしているところです。本来であれば、提案理由が、職名の変更なので、それ以外の質問というのはなかなかできないところなのですが、今回、町から県にいったというところで、報酬額については、いじられていないわけではないですか。そこら辺の基準というのがあるのかないのか、その1点だけ教えていただけます。ずれているということ。

○議長（茅沼隆文）

かなりずれていますけれど、大丈夫ですか。
保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。体制の主体が県に移行されたとは言いましても、町で行う事務は、今までと変わりはありません。したがいまして、本協議会につきましても、これまでと審議の内容等については一切変更ございませんので、これまでと同様の日額とさせていただきます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

他に質疑ございませんか。
（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、質疑を終了して、討論に入れますが、討論のある方もいらっしゃいませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第28号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の形の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。